
3 0 1 2. 許可・承認等情報登録 (輸出通関)

業務コード	業務名
PAE	許可・承認等情報登録 (輸出通関)

1. 業務概要

貨物情報登録済の貨物に対して、システムを介さずに行われた税関手続きについて、税関が許可・承認等を行った旨を登録する。

また、システムで行われた以下の税関手続き（以下、「輸出申告等」という。貨物が搬入前（本船・ふ中扱い貨物の場合は、船舶、はしけ等への積込前）に行われた輸出申告、積戻し申告、別送品輸出申告及び輸出マニフェスト通関申告の場合は「搬入前申告」、許可が行われた場合は「輸出等許可」という。）について、何らかの理由でシステムでの税関手続きを止める場合に、撤回及び手作業移行等を行った旨を登録する。

なお、本業務での登録は、解除・取消をすることが可能である。

- ①輸出申告
- ②積戻し申告
- ③特定輸出申告
- ④特定委託輸出申告
- ⑤特定製造貨物輸出申告
- ⑥展示等積戻し申告
- ⑦別送品輸出申告
- ⑧輸出マニフェスト通関申告
- ⑨輸出許可内容変更申請
- ⑩積戻し許可内容変更申請
- ⑪特定輸出許可内容変更申請
- ⑫特定委託輸出許可内容変更申請
- ⑬特定製造貨物輸出許可内容変更申請
- ⑭展示等積戻し許可内容変更申請
- ⑮別送品輸出許可内容変更申請
- ⑯輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請
- ⑰本船・ふ中扱い承認申請
- ⑱輸出取止め再輸入申告

本業務の対象とする許可・承認等の種別を以下に示す。

(1) マニュアル許可・承認

項番	種別コード	種別	概要
1	MEC	輸出許可（保税運送兼用）	輸出申告（特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告を除く。）を許可した場合
2	MRC	積戻し許可（保税運送兼用）	積戻し申告（展示等積戻し申告を含む。）を許可した場合
3	CRN	カルネ許可（保税運送兼用）	カルネ手帳による輸出申告等を許可した場合
4	380	380許可（保税運送兼用）	公認調達機関等の輸出手続きにより許可した場合
5	ULC	ULC許可（保税運送兼用）	輸出入容器（ULDを除く）の輸出申告等を許可した場合（航空のみ）
6	DNG	一括許可（保税運送兼用）	情報仕分けの制限により一搬入として扱った貨物に対し複数の輸出申告等を許可した場合（航空のみ）
7	UBE	別送品輸出許可（保税運送兼用）	別送品輸出申告を許可した場合
8	MHE	本船・ふ中扱い承認	本船・ふ中扱い承認申請を承認した場合

(2) 輸出申告・特定輸出申告・特定委託輸出申告・特定製造貨物輸出申告・積戻し申告・展示等積戻し申告・
輸出マニフェスト通関申告に対する手続き

項番	種別コード	種別	概要
1	CEP	輸出取止再輸入許可	輸出許可済貨物の輸出を取止した場合
2	CRP	積戻し取止	積戻し許可済貨物の積戻し取止を認めた場合
3	TOK	特定輸出許可取消	以下の手続きについて、許可を取消した場合 ①特定輸出許可 ②特定委託輸出許可 ③特定製造貨物輸出許可
4	FUZ	不積返送承認	輸出等許可済貨物の不積返送願を承認した場合
5	TEK	輸出等申告撤回	システムによる輸出申告等について、輸出等許可までに撤回を認めた場合
6	TES	輸出等申告手作業移行	システムによる輸出申告等について、輸出等許可までに手作業に移行して処理することを認めた場合
7	PTS	輸出等許可後の手作業移行	システムによる輸出等許可後に通関手作業に移行して処理することを認めた場合
8	PHA	積込港変更	積込港の変更を承認した場合（航空のみ）
9	PHB	数量変更	許可個数の変更を承認した場合（航空のみ）
10	PHC	許可後の輸出等申告の携帯品への変更	輸出申告等について輸出等許可後に携帯品に変更して処理することを認めた場合（航空のみ）

(3) 別送品輸出申告に対する手続き

項番	種別コード	種別	概要
1	UCP	別送品輸出取止再輸入許可	別送品輸出許可済貨物の輸出を取止した場合
2	UUZ	別送品不積返送承認	別送品輸出許可済貨物の不積返送願を承認した場合
3	UTK	別送品輸出申告撤回	システムによる別送品輸出申告について、別送品輸出許可までに撤回を認めた場合
4	UTS	別送品輸出申告手作業移行	システムによる別送品輸出申告について、別送品輸出許可までに手作業に移行して処理することを認めた場合
5	UUS	別送品輸出許可後の手作業移行	システムによる別送品輸出許可後に通関手作業に移行して処理することを認めた場合
6	UHA	別送品輸出許可後の積込港変更	別送品輸出許可後に積込港の変更を承認した場合（航空のみ）
7	UHB	別送品輸出許可後の数量変更	別送品輸出許可後に許可個数の変更を承認した場合（航空のみ）

(4) 輸出申告・輸出マニフェスト通関申告・別送品輸出申告に対する手続き

項番	種別コード	種別	概要
1	CHG	あて先官署変更受理	あて先官署変更を受理した場合

(5) 本船・ふ中扱い承認申請に対する手続き

項番	種別コード	種別	概要
1	HTK	本船・ふ中扱い承認申請撤回	システムによる本船・ふ中扱い承認申請について、本船・ふ中扱い承認までに撤回を認めた場合
2	HTS	本船・ふ中扱い承認申請手作業移行	システムによる本船・ふ中扱い承認申請について、本船・ふ中扱い承認までに手作業に移行して処理することを認めた場合
3	HTO	本船・ふ中扱い承認取消	本船・ふ中扱い承認後、取消した場合

2. 入力者
税関

3. 制限事項
なし。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック (○: チェックを行う、空白: チェックを行わない) (海上の場合)

項番	M E C	M R C	C R N	3 8 0	U B E	M H E	C E P	C R P	T O K	F U Z	T E K	T E S	P T S	U C P	U U Z	U T K	U T S	U U S	C H G	H T K	H T S	H T O
A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B							○	○						○								
C										○					○							
D	○	○	○	○	○	○																
E	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
F											○	○				○	○		○	○	○	○

- (A) システムに登録されている利用者であること。
- (B) 入力された蔵置場を管轄する税関であること。(ただし、特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告に係るものは除く。)

なお、自由化申告の場合はあて先税関、許可後変更申請税関または蔵置税関のいずれかと入力者の管轄税関が一致すること。
- (C) 入力された蔵置場を管轄する税関であること。(ただし、特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告に係るものは除く。)
- (D) 入力された蔵置場を管轄する税関であること。(ただし、「MEC」または「380」については、「自由化申告識別」に入力がある場合はチェックを行わない。)
- (E) 輸出通関担当部門であること。
- (F) 入力された許可・承認等番号に係る輸出申告DB、別送品輸出申告DB、本船・ふ中扱い承認申請DBの申告先税関官署と入力者の管轄税関官署が一致すること。

(2) 入力者チェック (○:チェックを行う、空白:チェックを行わない) (航空の場合)

項 番	M E C	M R C	C R N	3 8 0	U L C	D N G	U B E	C E P	C R P	T O K	F U Z	T E K	T E S	P S S	P H A	P H B	P H C	U C P	U Z	U T K	U T S	U S S	U H A	U H B	U H G	
A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
C												○	○							○	○					○
D								○	○					○	○	○	○	○	○				○	○	○	

- (A) システムに登録されている利用者であること。
- (B) 輸出通関担当部門であること。
- (C) 入力された許可・承認等番号に係る輸出申告DB、別送品輸出申告DB、輸出マニフェスト通関申告DBの申告先税関官署と入力者の管轄税関官署が一致すること。
- (D) 入力された許可・承認等番号に係る輸出申告DB、別送品輸出申告DB、輸出マニフェスト通関申告DBのあて先税関、許可後変更申請税関または蔵置税関のいずれかと入力者の管轄税関が一致すること。

(3) 入力項目チェック (海上の場合)

(A) 単項目チェック (○:チェックを行う、空白:チェックを行わない)

項 番	M E C	M R C	C R N	3 8 0	U B E	M H E	C E P	C R P	T O K	F U Z	T E K	T E S	P S S	U C P	U Z	U T K	U T S	U S S	C H G	H T K	H T S	H T O	
b	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
c		○			○	○		○		○				○	○	○	○	○					
d		○			○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○					
e						○																	
f					○																		

- (a) 「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。
- (b) 入力された蔵置場が輸出申告可能な蔵置場であること。
- (c) 入力された蔵置場が自社施設でないこと。
- (d) 入力された蔵置場が洋上通関用でないこと。
- (e) 入力された蔵置場が本船扱いに対応する蔵置場またはふ中扱いに対応する蔵置場であること。
- (f) 入力された蔵置場が本船扱いに対応する蔵置場またはふ中扱いに対応する蔵置場でないこと。

(B) 項目間関連チェック

入力された種別コードが「MEC」、「MRC」、「CRN」、「380」、「UBE」、「TOK」、「HTK」、「HTS」、「HTO」の場合は、「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(4) 入力項目チェック (航空の場合)

(A) 単項目チェック (○:チェックを行う、空白:チェックを行わない)

項 番	M E C	M R C	C R N	3 8 0	U L C	D N G	U B E	C E P	C R P	T O K	F U Z	T E K	T E S	P S S	P H A	P H B	P H C	U C P	U Z	U T K	U T S	U S S	U H A	U H B	U H G
b	○	○	○	○	○	○		○		○								○	○	○	○	○	○	○	

- (a) 「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。
- (b) 入力された蔵置場が自社施設でないこと。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(5) 輸出申告DBチェック (○: チェックを行う ◇: 別送品輸出申告DBに対してチェックを行う、空白: チェックを行わない)

(海上の場合)

許可・承認等番号体系がシステム通関と判定された場合は、以下のチェックを行う。

(A) 登録時

項 番	M E C	M R C	C R N	3 8 0	U B E	M H E	C E P	C R P	T O K	F U Z	T E K	T E S	P T S	U C P	U U Z	U T K	U T S	U U S	C H G	H T K	H T S	H T O	
a							○	○	○	○	○	○	○	◇	◇	◇	◇	◇	○	◇			
b							○	○	○	○	○	○	○	◇	◇	◇	◇	◇	○	◇			
c							○	○	○	○	○	○	○	◇	◇	◇	◇	◇	○	◇			
d											○	○				◇	◇		○	◇			
e											○	○				◇	◇		○	◇			
f							○	○	○	○			○	◇	◇			◇					
g							○																
h							○	○		○				◇	◇								
i							○	○	○				○	◇				◇					
j							○	○	○				⊖	◇				◇					
k																			○				
l																			○	◇			
m							○	○	○	○													

- (a) 入力された許可・承認等番号が輸出申告DBに存在すること。
- (b) 入力された輸出管理番号が輸出申告DBに登録されている輸出管理番号と一致すること。
- (c) 本業務による以下の登録がされていないこと。
 - ①輸出取止再輸入許可
 - ②積戻し取止
 - ③別送品輸出取止再輸入許可
 - ④特定輸出許可取消
 - ⑤輸出等申告撤回
 - ⑥輸出等申告手作業移行
 - ⑦別送品輸出申告撤回
 - ⑧別送品輸出手作業移行
 - ⑨輸出等許可後の手作業移行
 - ⑩別送品輸出許可後の手作業移行
- (d) 輸出等申告済または搬入前申告済であること。
- (e) 輸出等許可済でないこと。
- (f) 輸出等許可済であること。
- (g) 輸出申告DBに洋上輸出の旨が登録されている場合は、許可年月日と本業務日が等しいこと。
- (h) 許可後変更事項登録が行われている場合は、許可後変更承認済であること。
- (i) 当該申告に係る貨物が船積確認登録されていないこと。
- (j) 許可済のもので、統計に計上されていないこと。(出港予定年月日を過ぎていないこと。) ~~ただし、輸出取止め再輸入申告が行われている場合は、チェックしない。~~
- (k) 申告等種別が「E」(輸出申告)または「R」(積戻し申告)であること。
- (l) 申告変更事項登録の直後ではないこと。
- (m) 「輸出取止め再輸入申告事項登録(E E A)」業務が行われていないこと。

(B) 解除・取消時

項 番	M E C	M R C	C R N	3 8 0	U B E	M H E	C E P	C R P	T O K	F U Z	T E K	T E S	P T S	U C P	U U Z	U T K	U T S	U U S	C H G	H T K	H T S	H T O	
a							○	○	○	○	○	○	○	◇	◇	◇	◇	◇	○				
b							○	○	○	○	○	○	○	◇	◇	◇	◇	◇	○				
c							○																
d							○		○		○	○											
e											○					◇				○			
f													○										

- (a) 入力された許可・承認等番号が輸出申告DBに存在すること。
- (b) 入力された輸出管理番号が輸出申告DBに登録されている輸出管理番号と一致すること。
- (c) 輸出申告DBに洋上輸出の旨が登録されている場合は、許可年月日と本業務日が等しいこと。
- (d) 輸出申告DBに道路運送車両法における輸出抹消仮登録を証明する旨が登録されていないこと。
- (e) 以下の業務により、輸出等申告撤回されていないこと。

- ①「輸出申告変更（官署変更）（EDY）」業務
- ②「別送品輸出申告変更（官署変更）（UEY）」業務

(f) 統計に計上された後（出港予定年月日を過ぎた後）に登録されていないこと。

- (6) 輸出申告DBチェック（○：輸出申告DBまたは輸出マニフェスト通関申告DBに対してチェックを行う、◇：別送品輸出申告DBに対してチェックを行う、空白：チェックを行わない）（航空の場合）
許可・承認等番号体系がシステム通関と判定された場合は、以下のチェックを行う。

(A) 登録時

項 番	M E C	M R C	C R N	3 8 0	U L C	D N G	U B E	C E P	C R P	T O K	F U Z	T E K	T E S	P T S	P H A	P H B	P H C	U C P	U U Z	U T K	U T S	U U S	U H A	U H B	C H G			
a							○	○	○			○	○	○	○	○	○	◇		◇	◇	◇	◇	◇	○	◇		
b							○	○	○			○	○	○	○	○	○	◇		◇	◇	◇	◇	◇	○	◇		
c							○	○	○									◇										
d												○	○							◇	◇					○	◇	
e												○	○							◇	◇					○	◇	
f							○	○	○					○	○	○	○	◇					◇	◇	◇			
g														○	○		○						◇	◇				
h										○																		
i																		○										
j							○	○	○					○	○	○	○											
k																											○	
l																											○	◇
m							○	○	○							○	○	○										

- (a) 入力された許可・承認等番号が輸出申告DBに存在すること。
- (b) 本業務による以下の登録がされていないこと。

- ①輸出等申告撤回
- ②輸出等申告手作業移行
- ③別送品輸出申告撤回
- ④別送品輸出手作業移行
- ⑤輸出等許可後の手作業移行
- ⑥別送品輸出許可後の手作業移行

- (c) 「輸出許可内容変更申請事項登録（EAA）」業務を行った後、「輸出許可内容変更申請（EAC）」業務を行うまでの間は、許可または許可承認時の申告番号であること。
- (d) 輸出等申告済または搬入前申告済であること。
- (e) 輸出等許可済でないこと。
- (f) 輸出等許可済であること。
- (g) 許可後変更事項登録が行われている場合は、許可後変更承認済であること。
- (h) 特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告であること。
- (i) 携帯品の旨が登録されていないこと。
- (j) 郵便物である旨の入力がある場合は、出港予定年月日を過ぎていないこと。ただし、輸出取止め再輸入申告が行われている場合は、チェックしない。
- (k) 申告等種別が「E」（輸出申告）または「R」（積戻し申告）であること。
- (l) 申告変更事項登録の直後ではないこと。
- (m) EEA業務が行われていないこと。

(B) 解除・取消時

項番	M E C	M R C	C R N	3 8 0	U L C	D N G	U B E	C E P	G R P	T O K	F U Z	T E K	T E S	P T S	P H A	P H B	P H C	U C P	U U Z	U T K	U T S	U U S	U H A	U H B	U H G	
a								○	○	○		○	○	○		○		◇		◇	◇	◇		◇		○
b												○	○							◇	◇					
c								○	○	○								◇								
d										○																
e								○		○		○	○													
f												○								◇						○

- (a) 入力された許可・承認等番号が輸出申告DBに存在すること。
- (b) 搬入前申告中に以下の登録がされていないこと
 - ①輸出等申告撤回
 - ②輸出等申告手作業移行
- (c) EAA業務を行った後、EAC業務を行うまでの間は、許可または許可承認時の申告番号であること。
- (d) 特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告であること。
- (e) 輸出申告DBに道路運送車両法における輸出抹消仮登録を証明する旨が登録されていないこと。
- (f) 以下の業務により、輸出等申告撤回されていないこと。
 - ①「輸出申告変更（官署変更）（EDY）」業務
 - ②「別送品輸出申告変更（官署変更）（UEY）」業務
 - ③「輸出マニフェスト通関申告変更（官署変更）（MEY）」業務

(7) 本船・ふ中扱い承認申請DBチェック

許可・承認等番号体系がシステム通関と判定された場合は、以下のチェックを行う。

(A) 登録時

- (a) 入力された種別コードが「HTK」、「HTS」の場合
 - ①入力された許可・承認等番号が本船・ふ中扱い承認申請DBに存在すること。
 - ②入力された輸出管理番号が本船・ふ中扱い承認申請DBに登録されている輸出管理番号と一致すること。
 - ③輸出貨物にかかる本船・ふ中扱い承認申請であること。
 - ④本船・ふ中扱い承認申請がされていること。
 - ⑤本船・ふ中扱い承認済でないこと。

- ⑥本船・ふ中扱い承認申請撤回がされていないこと。
- ⑦本船・ふ中扱い承認申請手作業移行されていないこと。
- (b) 入力された種別コードが「HTO」の場合は、
 - ①入力された許可・承認等番号が本船・ふ中扱い承認申請DBに存在すること。
 - ②入力された輸出管理番号が本船・ふ中扱い承認申請DBに登録されている輸出管理番号と一致すること。
 - ③輸出貨物にかかる本船・ふ中扱い承認申請であること。
 - ④本船・ふ中扱い承認済であること。
 - ⑤本船・ふ中扱い承認取消がされていないこと。

(B) 解除・取消時

入力された種別コードが「HTK」、「HTS」、「HTO」の場合は、以下のチェックを行う。

- (a) 入力された許可・承認等番号が本船・ふ中扱い承認申請DBに存在すること。
- (b) 入力された輸出管理番号が本船・ふ中扱い承認申請DBに登録されている輸出管理番号と一致すること。
- (c) 輸出貨物にかかる本船・ふ中扱い承認申請であること。

(8) 貨物情報DBチェック (○：チェックを行う、空白：チェックを行わない) (海上の場合)

以下のいずれかの場合はチェックを行わない。

- ①「貨物情報切替登録 (CHG)」業務が行われている場合
- ②輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合

(A) 登録時

項番	M	M	C	3	U	M	C	C	T	F	T	T	P	U	U	U	U	U	C	H	H	H
	E	R	R	8	B	H	E	R	O	U	E	E	T	C	U	U	U	U	H	T	T	T
	C	C	N	0	E	E	P	P	K	Z	K	S	S	P	Z	K	S	S	G	K	S	O
a	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
b	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
c	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○			○				
d	○	○	○	○	○																	
e		○	○	○				○														
f	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
g	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
h			○	○		○																
i	○				○		○							○								
j		○						○														
k			○	○	○	○																
l									○													
m					○	○																
n						○																
o																						○
p	○	○	○	○																		
q	○	○	○	○																		
r	○	○	○	○	○	○															○	○
s							○	○	○	○				○	○							
t													○					○				
u	○	○	○	○																		
v	○	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○		○					
w							○	○	○	○			○									
x						○																
y		○																				
z						○																

項 番	M E C	M R C	C R N	3 8 0	U B E	M H E	C E P	C R P	T O K	F U Z	T E K	T E S	P T S	U C P	U U Z	U T K	U T S	U U S	C H G	H T K	H T S	H T O	
Aa	○	○	○	○	○		○	○	○	○				○	○								
Ab	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○											
Ac	○	○	○	○	○		○	○	○	○				○	○								
Ad	○	○	○	○	○		○	○	○	○													
Ae										○					○								
Af	○	○	○	○	○																		

- (a) 入力された輸出管理番号が貨物情報DBに存在すること。
- (b) 仕分け・仕合せの親となっていないこと。
- (c) 事故確認要となっていないこと。
- (d) 訂正保留中となっていないこと。
- (e) 見本持出許可申請中でないこと。
- (f) 以下の登録がされてないこと。
- ①「亡失届受理」
 - ②「滅却承認」
 - ③「現場収容」
 - ④「税関内収容」
 - ⑤「その他の搬出承認」
- (g) 貨物手作業移行されていないこと。
- (h) 輸出貨物または積戻し貨物であること。
- (i) 輸出貨物であること。
- (j) 積戻し貨物であること。
- (k) 特定輸出貨物、特定委託輸出貨物または特定製造貨物でないこと。
- (l) 特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告が行われていること。
- (m) 本船・ふ中扱い承認申請または承認となっていないこと。
- (n) 本船・ふ中扱い承認申請が無効となっていないこと。
- (o) 本船・ふ中扱い承認済となっていること。
- (p) 入力された蔵置場コードが本船扱いに対応する蔵置場の場合は、本船扱い承認済みとなっていること。
- (q) 入力された蔵置場コードがふ中扱いに対応する蔵置場の場合は、ふ中扱い承認済みとなっていること。
- (r) 申告・申請がされていないこと。
- (s) 許可済貨物であること。
- (t) システム通関による許可済貨物であること。
- (u) 入力された蔵置場コードが本船扱いに対応する蔵置場の場合は、全量船積み登録されていること。
- (v) 入力された蔵置場コードが本船扱いに対応する蔵置場以外の場合は、船積み登録されていないこと。
- (w) 入力された蔵置場コードが本船扱いに対応する蔵置場の場合は、船積み確認されていないこと。
- (x) 入力された蔵置場コードが本船扱いに対応する蔵置場の場合は、積載予定船舶コードが登録されていること。
- (y) 保税運送申告されていないこと。
- (z) 搬入予定先が、入力された蔵置場と一致すること。
- (aa) 入力された蔵置場がシステム参加保税地域*1の場合は、蔵置されている保税地域と一致すること。
(特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告を除く。)
- (* 1) システム参加保税地域とは、システムに参加している保税地域をいう。

- (ab) 入力された蔵置場がシステム参加保税地域*¹でない場合は貨物が全量蔵置されていないこと。(特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告を除く。)
- (ac) 蔵置場コードがシステム参加保税地域*¹の場合は貨物が全量蔵置されていること。(特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告を除く。)
- (ad) 運送中でないこと。(特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告を除く。)
- (ae) 分散蔵置されていないこと。
- (af) 入力された蔵置場コードが他所蔵置場所の場合は、以下のチェックを行う。(特定輸出貨物の場合はチェックしない。ただし、②については蔵置中に限ってチェックを行う。)
 - ①貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。
 - ②本業務が行われた日が他所蔵置の許可期間内であること。

(B) 解除・取消時

以下のチェックを行う。ただし、入力された種別コードが「CHG」の場合は、チェックを行わない。

- (a) 入力された輸出管理番号に対応する貨物情報DBが存在すること。
- (b) 入力された許可・承認等番号と貨物情報DBに登録されている輸出申告等番号が一致していること。
- (c) 本業務により、解除・取消対象種別の許可・承認等情報が登録されていること。
- (d) 本業務により、解除・取消対象種別の許可・承認等の登録以降、貨物情報DBへの更新が行われていないこと。

(9) 輸出貨物情報DBチェック (○: チェックを行う、空白: チェックを行わない) (航空の場合)

輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合はチェックを行わない。

(A) 登録時

(a) マニュアル許可・承認

項番	チェック条件	M E C	M R C	C R N	3 8 0	U L C	D N G	U B E
1	入力されたAWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。	○	○	○	○	○	○	○
2	貨物手作業移行されていないこと。	○	○	○	○	○	○	○
3	MAWBでないこと。	○	○	○	○	○	○	○
4	差止め貨物でないこと。	○	○	○	○	○	○	○
5	搭載完了登録されていないこと。	○	○	○	○	○	○	○
6	貨物が無効となっていないこと。	○	○	○	○	○	○	○
7	自社施設に貨物が保管されていないこと。		○					○
8	未ラベルでないこと。			○	○	○	○	○
9	仕分け親または仕合せ親となっていないこと。	○	○	○	○	○	○	○
10	情報の分割親または情報の統合親となっていないこと。	○	○	○	○	○	○	○
11	税関への通知を要する事故情報が登録されている場合、税関による事故確認が登録されていること。	○	○	○	○	○	○	○
12	仮陸揚げ貨物でないこと。	○	○	○	○	○	○	○
13	一般未通関貨物であること。	○						
14	積戻し未通関貨物であること。		○					
15	一般未通関貨物または積戻し未通関貨物であること。			○	○	○	○	○
16	申告・申請がされていないこと。	○	○	○	○	○	○	○
17	入力された貨物個数が搬入された貨物個数以下であること。						○	
18	入力された蔵置場に貨物が蔵置されていること。	○	○	○	○	○	○	○
19	入力された蔵置場がA/L保税蔵置場の場合は、輸出申告可能な蔵置場であること。	○	○	○	○	○	○	○

項番	チェック条件	M E C	M R C	C R N	3 8 0	U L G	D N G	U B E
20	貨物取扱中でないこと。	○	○	○	○	○	○	○
21	訂正保留となっていないこと。	○	○	○	○	○	○	○
22	以下の登録がされていないこと。 ①「亡失届受理」 ②「滅却承認」 ③「その他」	○	○	○	○	○	○	○
23	保税運送されていないこと。		○	○	○	○	○	○
24	搬入された貨物個数が蔵置場に蔵置されている、未通関貨物個数の範囲内であること。	○	○	○	○	○	○	○
25	本業務による「DNG」が登録されていないこと。	○	○	○	○	○		○
26	入力されたAWB番号で既に本業務による「DNG」が登録されている場合は、入力された貨物個数が許可となっている個数も含めて搬入されている未通関貨物個数の範囲内であること。						○	
27	入力された蔵置場コードが他所蔵置場所の場合は、以下のチェックを行う。 ①輸出貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。 ②本業務が行われた日が他所蔵置の許可期間内であること。	○	○	○	○	○	○	○
28	UBG貨物でないこと。	○	○	○	○	○	○	
29	UBG貨物であること。							○
30	車上通関表示に「S」が入力された場合は、輸出貨物情報DBに車上通関である旨が登録されていること。	○	○	○	○	○		

(b) 輸出申告・特定輸出申告・特定委託輸出申告・特定製造貨物輸出申告・積戻し申告・展示等積戻し申告・輸出マニフェスト通関申告に対する手続き

項番	チェック条件	C E P	C R P	T O K	F U Z	T E K	T E S	P T S	P H A	P H B	P H C
1	入力されたAWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	貨物手作業移行されていないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	MAWBでないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	差止め貨物でないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	搭載完了登録されていないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	貨物が無効となっていないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	自社施設に貨物が保管されていないこと。		○		○						
8	未ラベルでないこと。										○
9	仕分け親または仕合せ親となっていないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	税関への通知を要する事故情報が登録されている場合、税関による事故確認が登録されていること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	積戻し貨物またはシステム外許可済（積戻し）貨物であること。		○								
12	輸出貨物またはシステム外許可済（一般）貨物であること。	○		○							
13	輸出貨物、積戻し貨物、システム外許可済（一般）貨物またはシステム外許可済（積戻し）貨物であること。				○			○	○	○	○
14	入力された貨物個数が積込港に対応する蔵置場に蔵置されている許可個数の範囲内であること。								○	○	○
15	搬入された貨物個数が積込港に対応する蔵置場に蔵置されている許可個数の範囲内であること。	○	○	○	○						

項番	チェック条件	C E P	C R P	T O K	F U Z	T E K	T E S	P T S	P H A	P H B	P H C
16	入力された蔵置場に貨物が蔵置されていること。 （「TEK」、「TES」、については、搬入前申告の場合はチェックを行わない。また、特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告の場合は、当初搬入前までは「TEK」、「TES」、「TOK」が可能である）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	通関蔵置場からA/L保税蔵置場に貨物が搬入されていること。				○						
18	入力された蔵置場が貨物引渡可能な蔵置場でないこと。				○						
19	貨物取扱中でないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	以下の登録がされていないこと。 ①「亡失届受理」 ②「減却承認」 ③「その他」				○			○	○	○	○
21	入力された許可・承認等番号が輸出貨物情報DBに登録されている許可・承認等番号と一致すること。（システム外許可を除く）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	貨物が仕分けされた場合は、入力されたAWB番号が以下であること。 ①仕分け子であること ②仕分け元AWB番号と輸出申告DBに登録されているAWB番号が一致すること	○	○	○		○	○				
23	以下の登録がされていないこと。 ①「輸出等許可後の手作業移行」 ②「積込港変更」 ③「数量変更」 ④「許可後の輸出等申告の携帯品への変更」	○	○	○	○			○			
24	許可後変更事項中または許可後変更申請中でないこと。				○			○	○	○	○
25	以下の登録がされていないこと。 ①「不積返送」 ②「輸出取止再輸入許可」 ③「積戻し取止」				○				○	○	○
26	本業務による「DNG」が登録されていないこと。	○	○	○	○	○	○	○		○	

(c) 別送品輸出申告に対する手続き

項番	チェック条件	U C P	U U Z	U T K	U T S	U U S	U H A	U H B
1	入力されたAWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。	○	○	○	○	○	○	○
2	貨物手作業移行されていないこと。	○	○	○	○	○	○	○
3	MAWBでないこと。	○	○	○	○	○	○	○
4	差止め貨物でないこと。	○	○	○	○	○	○	○
5	搭載完了登録されていないこと。	○	○	○	○	○	○	○
6	貨物が無効となっていないこと。	○	○	○	○	○	○	○
7	仕分け親または仕合せ親となっていないこと。	○	○	○	○	○	○	○
8	税関への通知を要する事故情報が登録されている場合、税関による事故確認が登録されていること。	○	○	○	○	○	○	○

項番	チェック条件	U C P	U Z	U T K	U T S	U S	U H A	U H B
9	輸出貨物、積戻し貨物、システム外許可済（一般）貨物またはシステム外許可済（積戻し）貨物であること。	○	○			○	○	○
10	入力された蔵置場に貨物が蔵置されていること。 「UTK」、「UTS」、については、搬入前申告の場合はチェックを行わない。）	○	○	○	○	○	○	○
11	通関蔵置場からA/L保税蔵置場に貨物が搬入されていること。		○					
12	入力された蔵置場が貨物引渡可能な蔵置場でないこと。		○					
13	貨物取扱中でないこと。	○	○	○	○	○	○	○
14	以下の登録がされていないこと。 ①「亡失届受理」 ②「滅却承認」 ③「その他」		○			○	○	○
15	入力された許可・承認等番号が輸出貨物情報DBに登録されている許可・承認等番号と一致すること。（システム外許可を除く）	○	○	○	○	○	○	○
16	貨物が仕分けされた場合は、入力されたAWB番号が以下であること。 ①仕分け子であること ②仕分け元AWB番号と別送品輸出申告DBに登録されているAWB番号が一致すること	○		○	○			
17	以下の登録がされていないこと。 ①「別送品輸出許可後の手作業移行」 ②「別送品輸出許可後の積込港変更」 ③「別送品輸出許可後の数量変更」	○	○			○		
18	許可後変更事項中または許可後変更申請中でないこと。		○			○	○	○
19	以下の登録がされていないこと。 ①「別送品不積返送」 ②「別送品輸出取止再輸入許可」		○				○	○
20	本業務による「DNG」が登録されていないこと。	○	○	○	○	○	○	○
21	搬入された貨物個数が積込港に対応する蔵置場に蔵置されている許可個数の範囲内であること。	○	○					
22	入力された貨物個数が積込港に対応する蔵置場に蔵置されている許可個数の範囲内であること。						○	○

(d) 輸出申告・輸出マニフェスト通関申告・別送品輸出申告に対する手続き
 <A>入力された種別コードが「CHG」の場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力されたAWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。
- ②貨物手作業移行されていないこと。
- ③MAWBでないこと。
- ④搭載完了登録されていないこと。
- ⑤貨物が無効となっていないこと。
- ⑥仕分け親または仕合せ親となっていないこと。
- ⑦入力された許可・承認等番号が輸出貨物情報DBに登録されている許可・承認等番号と一致すること。（システム外許可を除く）

(B) 解除・取消時

(a) マニュアル許可・承認

項番	チェック条件	M E C	M R C	C R N	3 8 0	U L C	D N G	U B E
1	入力されたAWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。	○	○	○	○	○	○	○
2	貨物手作業移行されていないこと。	○	○	○	○	○	○	○
3	差止め貨物でないこと。	○	○	○	○	○	○	○
4	搭載完了登録されていないこと。	○	○	○	○	○	○	○
5	仕分け親または仕合せ親となっていないこと。	○	○	○	○	○	○	○
6	情報の分割親または情報の統合親となっていないこと。	○	○	○	○	○	○	○
7	税関への通知を要する事故情報が登録されている場合、税関による事故確認が登録されていること。	○	○	○	○	○	○	○
8	以下の登録がされていないこと。 ①「亡失届受理」 ②「滅却承認」 ③「その他」	○	○	○	○	○	○	○
9	本業務により、解除・取消対象種別の許可・承認等情報が登録されていること。	○	○	○	○	○	○	○
10	以下の登録がされていないこと。 ①「積込港変更」 ②「数量変更」 ③「許可後の輸出等申告の携帯品への変更」 ④「不積返送」	○	○	○	○	○		○
11	貨物取扱中でないこと。	○	○	○	○	○	○	○
12	搬入された貨物個数が積込港に対応する蔵置場に蔵置されている許可個数の範囲内であること。	○	○	○	○	○		○
13	入力された貨物個数が積込港に対応する蔵置場に蔵置されている許可個数の範囲内であること。						○	

(b) 輸出申告・特定輸出申告・特定委託輸出申告・特定製造貨物輸出申告・積戻し申告・展示等積戻し申告・輸出マニフェスト通関申告に対する手続き

項番	チェック条件	C E P	C R P	T O K	F U Z	T E K	T E S	P T S	P H B
1	入力されたAWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。	○	○	○	○	○	○	○	○
2	貨物手作業移行されていないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○
3	差止め貨物でないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○
4	搭載完了登録されていないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○
5	貨物が無効となっていないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○
6	自社施設に貨物が保管されていないこと。		○		○			○	○
7	仕分け親または仕合せ親となっていないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○
8	情報の分割親または情報の統合親となっていないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○
9	税関への通知を要する事故情報が登録されている場合、税関による事故確認が登録されていること。	○	○	○	○	○	○	○	○
10	輸出等許可済でないこと。	○	○	○		○	○		

項番	チェック条件	C E P	C R P	T O K	F U Z	T E K	T E S	P T S	P H B
11	以下の登録がされていないこと。 ①「亡失届受理」 ②「滅却承認」 ③「その他」				○			○	○
12	本業務により、解除・取消対象種別の許可・承認等情報が登録されていること。	○	○	○	○	○	○	○	○
13	貨物取扱中でないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○
14	搬入された貨物個数が蔵置場に蔵置されている未通関内貨個数または積戻し未通関個数の範囲内であること。	○	○			○	○		
15	入力された貨物個数が蔵置場に蔵置されている未通関内貨個数または積戻し未通関個数の範囲内であること。								○
16	搬入された貨物個数が蔵置場に蔵置されている不積返送承認個数の範囲内であること。				○				
17	搬入された貨物個数が蔵置場に蔵置されている取消個数の範囲内であること。			○					
18	貨物が仕分けされた場合は、入力されたAWB番号が以下であること。 ①仕分け子であること ②仕分け元AWB番号と輸出申告DBに登録されているAWB番号が一致すること	○	○	○		○	○		

(c) 別送品輸出申告に対する手続き

項番	チェック条件	U C P	U Z	U T K	U T S	U U S	U H B
1	入力されたAWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。	○	○	○	○	○	○
2	貨物手作業移行されていないこと。	○	○	○	○	○	○
3	差止め貨物でないこと。	○	○	○	○	○	○
4	搭載完了登録されていないこと。	○	○	○	○	○	○
5	貨物が無効となっていないこと。	○	○	○	○	○	○
6	仕分け親または仕合せ親となっていないこと。	○	○	○	○	○	○
7	情報の分割親または情報の統合親となっていないこと。	○	○	○	○	○	○
8	税関への通知を要する事故情報が登録されている場合、税関による事故確認が登録されていること。	○	○	○	○	○	○
9	別送品輸出許可済でないこと。	○		○	○		
10	以下の登録がされていないこと。 ①「亡失届受理」 ②「滅却承認」 ③「その他」			○		○	○
11	本業務により、解除・取消対象種別の許可・承認等情報が登録されていること。	○	○	○	○	○	○
12	貨物取扱中でないこと。	○	○	○	○	○	○
13	搬入された貨物個数が蔵置場に蔵置されている未通関内貨個数または積戻し未通関個数の範囲内であること。	○		○	○		
14	入力された貨物個数が蔵置場に蔵置されている未通関内貨個数または積戻し未通関個数の範囲内であること。						○

項番	チェック条件	U C P	U U Z	U T K	U T S	U U S	U H B
15	搬入された貨物個数が蔵置場に蔵置されている不積返送承認個数の範囲内であること。		○				
16	貨物が仕分けされた場合は、入力されたAWB番号が以下であること。 ①仕分け子であること ②仕分け元AWB番号と別送品輸出申告DBに登録されているAWB番号が一致すること	○		○	○		

(d) 輸出申告・輸出マニフェスト通関申告・別送品輸出申告に対する手続き
 <A>入力された種別コードが「CHG」の場合は、チェックを行わない。

(10) インボイス・パッキングリストDBチェック

輸出申告等撤回「TEK」の解除・取消を行う場合で、輸出申告DBに電子インボイス受付番号が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

- ①電子インボイス受付番号が、インボイス・パッキングリストDBに存在すること。
- ②輸出インボイスであること。
- ③輸出申告DBに登録されている申告予定者または事項登録者が、インボイス・パッキングリストDBに登録されている通関業者と同一であること。
- ④他の輸出申告等で使用されていないこと。

(11) 汎用申請DBチェック

汎用申請受理番号及び審査終了フラグが入力された場合は、以下のチェックを行う。

- ①汎用申請受理番号が汎用申請DBに存在すること。
- ②許可・承認等の旨を登録する場合は、手数料が必要ない申請であること。
- ③不許可・不承認等、撤回の旨の登録がされていないこと。
- ④汎用申請DBの申請先税関官署と入力者の管轄税関官署が一致すること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 輸出申告DB／輸出マニフェスト通関申告DB処理

入力された種別コードが「CEP」、「CRP」、「TOK」、「TEK」、「TES」、「PTS」、「PHA」、「PHB」、「PHC」、「CHG」の場合で、入力された許可・承認等の番号が輸出申告DBまたは輸出マニフェスト通関申告DBに存在する場合は、許可・承認等がされた旨を登録する。

(3) 別送品輸出申告DB処理

入力された種別コードが「UCP」、「UTK」、「UTS」、「UUS」、「UHA」、「UHB」、「CHG」の場合で、入力された~~許可・承認等の番号~~許可・承認等の番号が別送品輸出申告DBに存在する場合は、許可・承認等がされた旨を登録する。

(4) 本船・ふ中扱い承認申請DB処理

(A) 入力された種別コードが「HTK」、「HTS」、「HTO」、「CEP」、「CRP」の場合で、入力された許可・承認等の番号が本船・ふ中扱い承認申請DBに存在する場合は、許可・承認等がされた旨を登録する。

(B) 入力された種別コードが「MEC」、「MRC」、「CRN」、「380」の場合で、貨物情報DBに本船・ふ中扱い承認申請番号が存在する場合は、許可・承認等がされた旨を登録する。

(5) 貨物情報DB／輸出貨物情報DB処理

以下のいずれかの場合は処理を行わない。

①CHG業務が行われている場合

②輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合

(A) 許可・承認等がされた旨を登録する。

(B) 入力された種別コードが「TEK」、「TES」、「UTK」、「UTS」の場合で、輸出申告搬入後処理の旨が登録されている場合は取り消す。

(6) インボイス・パッキングリストDB処理

(a) 入力された種別コードが「TEK」の登録の場合

入力された許可・承認等番号に係る輸出申告DBに電子インボイス受付番号が登録されている場合は、インボイス・パッキングリストDBから輸出申告等がされた旨を取り消す。

(b) 入力された種別コードが「TEK」の解除・取消の場合

入力された許可・承認等番号に係る輸出申告DBに電子インボイス受付番号が登録されている場合は、インボイス・パッキングリストDBに輸出申告等がされた旨を登録する。

(c) 入力された種別コードが「TES」、「CEP」、「CRP」、「TOK」、「PTS」、「PHB」の登録の場合

入力された許可・承認等番号に係る輸出申告DBに電子インボイス受付番号が登録されている場合は、インボイス・パッキングリストDBに削除対象とする旨を登録する。

(d) 入力された種別コードが「TES」、「CEP」、「CRP」、「TOK」、「PTS」、「PHB」の解除・取消の場合

入力された許可・承認等番号に係る輸出申告DBに電子インボイス受付番号が登録されている場合は、インボイス・パッキングリストDBから削除対象とする旨を取り消す。

(7) 輸出自動車DB処理

入力された種別コードが「CEP」、「TOK」、「TEK」、「TES」の場合で、輸出申告DBに登録されている輸出自動車情報登録番号が輸出自動車DBに存在する場合は、許可・承認等がされた旨を登録する。

(8) 搬入伝票・LDR情報DB処理（航空のみ）

入力された種別コードが「TOK」、「TEK」、「TES」、「UTK」、「UTS」の場合で、輸出申告DBに登録されているAWB番号に係る貨物に搬入伝票情報が登録されている場合で、搬入前の場合は、搬入前に申告された旨を取り消す。

(9) 添付ファイル管理DB処理

(A) 入力された種別コードが「TEK」、「TES」、「CEP」、「CRP」、「TOK」、「PTS」、「PHB」、「UTK」、「UTS」、「UCP」、「UUS」、「UHB」、「HTK」、「HTS」、「HTO」の登録の場合で、入力された許可・承認等の番号に対して、添付ファイルの登録が行われている場合は、以下の処理を行う。

①許可・承認等がされた旨を添付ファイル管理DBに登録する。

②削除対象とする旨を添付ファイル管理DBに登録する。

③添付ファイルの情報が原本保存対象として登録されている場合は、原本保存対象外とする旨を添付ファイル管理DBに登録する。

(B) 入力された種別コードが「TEK」、「TES」、「CEP」、「CRP」、「TOK」、「PTS」、「PHB」、「UTK」、「UTS」、「UCP」、「UUS」、「UHB」、「HTK」、「HTS」、「HTO」の解除・取消の場合で、入力された許可・承認等番号に対して、添付ファイルの登録が行われている場合は、添付ファイル管理DBを許可・承認等の登録前の状態に戻す。

(C) 入力された種別コードが「MEC」、「MRC」、「CRN」、「380」の場合で、貨物情報DBに本船・ふ中扱い承認申請番号が存在する場合で、本船・ふ中扱い承認申請番号に対して、添付ファイルの登録が行われている場合は、許可・承認等がされた旨を添付ファイル管理DBに登録する。

(10) 航空輸出貨物搬出入データDB処理

入力された種別コードが「MEC」、「MRC」、「CRN」、「380」、「ULC」、「DNG」、「UBE」の場合は、許可・承認等がされた旨を登録する。

~~(11)~~ 汎用申請審査終了処理

汎用申請受理番号及び審査終了フラグが入力された場合は、汎用申請審査終了処理を自動起動する。ただし、既に許可・承認済の汎用申請受理番号が入力された場合は、許可・承認等通知情報は出力しない。

~~(12)~~ 注意喚起メッセージ出力処理

(A) 既に許可・承認済の汎用申請受理番号が入力された場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

(B) 輸出申告等情報（レコーダ）及び輸出マニフェスト通関申告情報（レコーダ）の出力条件に合致した場合で、申告審査情報が存在しない場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

(C) 入力された種別コードが「PTS」の登録の場合で、入力された許可・承認等番号に係る輸出等申告が既に統計に計上されている（出港予定年月日を過ぎている）場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

~~(13)~~ 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
許可・承認等登録通知情報 (輸出通関) (海上の場合)	以下の許可・承認等種別の場合 ①輸出許可(保税運送兼用)「MEC」 ②積戻し許可(保税運送兼用)「MRC」 ③カルネ許可(保税運送兼用)「CRN」 ④380許可(保税運送兼用)「380」 ⑤別送品輸出許可(保税運送兼用)「UBE」 ⑥特定輸出許可取消「TOK」 ⑦輸出取止再輸入許可「CEP」 ⑧積戻し取止「CRP」 ⑨不積返送承認「FUZ」 ⑩輸出等許可後の手作業移行「PTS」 ⑪別送品輸出取止再輸入許可「UCP」 ⑫別送品不積返送承認「UUZ」 ⑬別送品輸出許可後の手作業移行「UUS」	蔵置場 (分散蔵置されている場合は、すべての蔵置場) *2、*3、*8、*9
	特定輸出許可取消「TOK」の場合	申告者*4
許可・承認等登録通知情報 (輸出通関) (航空の場合)	以下の許可・承認等種別の場合 ①輸出許可(保税運送兼用)「MEC」 ②積戻し許可(保税運送兼用)「MRC」 ③カルネ許可(保税運送兼用)「CRN」 ④380許可(保税運送兼用)「380」 ⑤ULC許可(保税運送兼用)「ULC」 ⑥一括許可(保税運送兼用)「DNG」 ⑦別送品輸出許可(保税運送兼用)「UBE」 ⑧特定輸出許可取消「TOK」 ⑨輸出取止再輸入許可「CEP」 ⑩積戻し取止「CRP」 ⑪不積返送承認「FUZ」 ⑫輸出等許可後の手作業移行「PTS」 ⑬積込港変更「PHA」 ⑭数量変更「PHB」 ⑮許可後の輸出等申告の携帯品への変更「PHC」 ⑯別送品輸出取止再輸入許可「UCP」 ⑰別送品不積返送承認「UUZ」 ⑱別送品輸出許可後の手作業移行「UUS」 ⑲別送品輸出許可後の積込港変更「UHA」 ⑳別送品輸出許可後の数量変更「UHB」	入力された蔵置場* 3、*8、*10
	特定輸出許可取消「TOK」の場合	申告者*4

情報名	出力条件	出力先
解除・取消通知情報（輸出通関）（海上の場合）	以下の許可・承認等種別の解除・取消の場合 ①輸出許可（保税運送兼用）「MEC」 ②積戻し許可（保税運送兼用）「MRC」 ③カルネ許可（保税運送兼用）「CRN」 ④380許可（保税運送兼用）「380」 ⑤別送品輸出許可（保税運送兼用）「UBE」 ⑥特定輸出許可取消「TOK」 ⑦輸出取止再輸入許可「CEP」 ⑧積戻し取止「CRP」 ⑨不積返送承認「FUZ」 ⑩輸出等許可後の手作業移行「PTS」 ⑪別送品輸出取止再輸入許可「UCP」 ⑫別送品不積返送承認「UUZ」 ⑬別送品輸出許可後の手作業移行「UUS」	蔵置場 （分散蔵置されている場合は、すべての蔵置場）*2、*3、*8、*9
	特定輸出許可取消「TOK」の場合	申告者*4
解除・取消通知情報（輸出通関）（航空の場合）	以下の許可・承認等種別の解除・取消の場合 ①輸出許可（保税運送兼用）「MEC」 ②積戻し許可（保税運送兼用）「MRC」 ③カルネ許可（保税運送兼用）「CRN」 ④380許可（保税運送兼用）「380」 ⑤ULC許可（保税運送兼用）「ULC」 ⑥一括許可（保税運送兼用）「DNG」 ⑦別送品輸出許可（保税運送兼用）「UBE」 ⑧特定輸出許可取消「TOK」 ⑨輸出取止再輸入許可「CEP」 ⑩積戻し取止「CRP」 ⑪不積返送承認「FUZ」 ⑫輸出等許可後の手作業移行「PTS」 ⑬数量変更「PHB」 ⑭別送品輸出取止再輸入許可「UCP」 ⑮別送品不積返送承認「UUZ」 ⑯別送品輸出許可後の手作業移行「UUS」 ⑰別送品輸出許可後の数量変更「UHB」	入力された蔵置場* 3、*8、*10
	特定輸出許可取消「TOK」の場合	申告者*4
輸出申告等情報（レコーダ）	審査区分が書類審査または検査扱いの場合で、以下の許可・承認等種別の登録の場合に出力 ①輸出申告等撤回「TEK」 ②輸出申告等手作業移行「TES」	税関（通関担当部門）
輸出マニフェスト通関申告情報（レコーダ）	審査区分が書類審査または検査扱いの場合で、以下の許可・承認等種別の登録の場合に出力 ①輸出申告等撤回「TEK」 ②輸出申告等手作業移行「TES」	税関（通関担当部門）

情報名	出力条件	出力先
申告撤回等通知情報	以下の許可・承認等種別の登録の場合に出力 ①輸出申告等撤回「TEK」 ②輸出申告等手作業移行「TES」 ③輸出等許可後の手作業移行（PTS）	税関（通関担当部門） *11
	以下の許可・承認等種別の登録の場合に出力 ①別送品輸出申告撤回「UTK」 ②別送品輸出申告手作業移行「UTS」 ③別送品輸出許可後の手作業移行「UUS」	税関（別送品担当部門）*11

- (* 2) 当該許可貨物が本船扱い（特定輸出申告の場合は自社本船通関）であり、以下の条件をすべて満たす場合は、ブッキング船会社へ出力
 - ①貨物情報DBにブッキング船会社が登録されている
 - ②貨物情報DBに登録されているブッキング船会社がシステムに参加している
- (* 3) システム参加蔵置場の場合は出力
- (* 4) 特定輸出許可内容変更申請、特定委託輸出許可内容変更申請または特定製造貨物輸出許可内容変更申請が行われており、申請者が当初申告者と異なる場合は、申請者にも出力
- (* 8) 特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告で運送中に以下の許可・承認等種別で本業務が行われた場合は、貨物の搬入（予定）蔵置場及び入力された蔵置場へ出力
 - ①輸出許可（保税運送兼用）「MEC」
 - ②輸出取止再輸入許可「CEP」
 - ③特定輸出許可取消「TOK」
 - ④輸出等許可後の手作業移行「PTS」
- (* 9) CHG業務が行われている場合は出力しない。
- (* 10) システムへ出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。
- (* 11) 蔵置官署にて検査を行う場合は、蔵置官署へ出力する。

7. 特記事項

(1) 削除表示が設定された貨物は、一定期間を経過後にこれらの手続の解除・取消または照会を行うことが不可能となる。

(2) マニュアル通関の番号体系は以下の形式である。(航空の場合)

(A) マニュアル通関 :

A	A	A	A	A	9	9	9	9	A
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 (別送品輸出申告を除く)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 (数字及び英字) (数字) (英字)
 利用者コード*⁵ 申告番号 申告月符号

(B) マニュアル通関 :

A	A	9	9	9	9				
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

 (別送品輸出申告)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 (数字及び英字) (数字)
 税関官署コード 許可番号

(C) システム通関 :

9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 (別送品輸出申告を除く)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 (数字) (数字) (数字) (数字) (数字)
 税関コード 「3」固定*⁶ 申告番号 チェックデジット 枝番

(D) システム通関 :

A	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 (別送品輸出申告)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 (英字) (数字) (数字) (数字) (数字)
 「B」固定 税関コード 申告番号 チェックデジット 枝番

(* 5) システム不参加申告者の場合は「ZZZZZ」を入力する。

(* 6) 海上でシステム通関が行われた申告をマニュアル通関として処理する場合

(3) システムによる本船・ふ中扱い承認申請がされている申告の場合で、「TEK」「TES」を行った場合は、本船ふ中扱い承認申請DBに対して処理を行わないため、本船関連業務で別途処理を行う必要がある。

(4) 種別コードにおける受付可能な許可・承認等番号の体系は表1に表す。

表1. 種別コードによる受付可能番号体系 (○: 受付可 ×: 受付不可)

種別コード	許可・承認等番号体系	
	システム通関	マニュアル通関
MEC	×	○
MRC	×	○
CRN	×	○
380	×	○
ULC	×	○
DNG	×	○
UBE	×	○
MHE	×	○
CEP	○	○
CRP	○	○
TOK	○	○ ^{*7}
FUZ	○	○
TEK	○	×
TES	○	×
PTS	○	×
PHA	○	○
PHB	○	○
PHC	○	○
UCP	○	○
UUZ	○	○
UTK	○	×
UTS	○	×
UUS	○	×
UHA	○	○
UHB	○	○
CHG	○	×
HTK	○	×
HTS	○	×
HTO	○	○

(*7) 航空の場合は、受付不可。